

## 江戸川区熱中症特別警戒情報の発表に係る措置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）を含む区域を対象に、熱中症特別警戒情報（気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。以下同じ。）が発表された場合において、区が措置すべき必要な事項を定めることにより、熱中症による重大な健康被害の発生を防止することを目的とする。

### (周知)

第2条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、法第19条第3項の規定に基づき、江戸川区防災行政無線局その他必要な方法により広く熱中症特別警戒情報の周知を図らなければならない。この場合において、区長は、必要に応じて関係機関と密に連携を図るものとする。

### (指定暑熱避難施設)

第3条 区長は、法第21条第1項の規定に基づき、指定暑熱避難施設を別に定める。

2 区長は、法第21条第4項の規定に基づき、前項の規定により指定した指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れ可能と見込まれる人数を公表するものとする。

3 第1項の規定により指定された指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、法第21条第5項の規定に基づき、可能な範囲で当該施設を江戸川区民等の利用に供するものとする。

### (熱中症弱者に対する配慮)

第4条 区長は、熱中症特別警戒情報の発表に備えて、高齢者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り又は声かけが行われるよう、関係機関と連携しながら、特段の配慮を講ずるものとする。

### (会議)

第5条 区長は、区内における情報の連絡調整及び熱中症予防に資する対策を円滑に実施するため、必要に応じて、関係部署で構成する会議を開くことができる。

2 前項の会議を開く場合において、区長は、気候変動適応本部（江戸川区気候変動適応センター設置要綱（令和3年4月1日施行）第4条第1項に規定する「気候変動適応本部」をいう。）との連携を図るものとする。

3 前2項に規定するもののほか、会議の開催に必要な事項は、環境部長が別に定める。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、熱中症特別警戒情報の発表に係る措置に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。